

## 2019 年度以降のアスベスト関連検診（案）

### （1）アスベスト関連疾患検診

- ① 検診対象者
- ② アスベスト関連疾患検診の対象疾患
- ③ 胸部健診のエックス線被ばくの問題点
- ④ アスベスト関連疾患検診の内容と体制
- ⑤ 精密検査が必要な場合の胸部 CT 実施機関
- ⑥ 判定部会と対象者個人への通知
- ⑦ アスベスト関連疾患のリスク相談及び心理相談
- ⑧ 累積石綿ばく露が低い場合の総合的判断

### （2）アスベスト関連疾患検診にかかる必要経費の補償

- ① 文京区が主催する検診に参加する者に対する補償
- ② 別に受診等を行った画像等の読影
- ③ アスベスト関連疾患検診にかかる費用のフローチャート

### （3）参考資料

胸部エックス線検診の被ばくの問題点

## **(1) アスベスト関連疾患検診**

### **① 検診対象者**

本件におけるアスベストばく露事態全体の概要は、文京区さしがや保育園最終報告書にまとめられている。

#### **(ア) 園児**

1999 年のアスベストばく露から 20 年経過した元園児で、アスベスト関連疾患検診を希望する者は、2019 年以降は全員を検診の対象とする。

妊娠時の女性への胸部エックス線撮影は推奨しない。妊娠可能時期の女性への胸部エックス線撮影は希望者に限定することが望まれる。

#### **(イ) 職員**

職員と園児のリスクレベルはほぼ同等であるが、既に文京区を退職した職員は年 1 回の健診が行なわれていない。1999 年度に在籍した職員のうち、アスベスト関連疾患検診を希望する者は、2019 年以降は全員を検診の対象とする。

### **② アスベスト関連疾患検診の対象疾患**

アスベスト関連疾患検診及び補償等の対象とするアスベスト関連疾患としては、胸膜プラーク（肥厚斑）、アスベスト関連肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の 5 疾患に加えアスベストで発症するおそれのあるその他の疾患とされている。建物からのアスベストばく露で過去に石綿肺の発症は報告されておらず、石綿肺の発症は職業性等の他の原因と考えられることから検診の対象外とする。

アスベスト関連疾患のうち、低濃度ばく露で早期（初ばく露から 20 年以降 80 年まで）に発症する疾患として胸膜プラークが挙げられる。

健診による、早期発見の意義のある疾患としては肺がんがある。胸膜プラークも当該集団のリスクの点で意義がある。

健診方法としては 2018 年時点で胸部 X 線写真及び必要な際の胸部 CT 写真とされている。その後の進展で新しい有効な健診方法がある場合は、速やかに変更が望ましい。

中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の 3 疾患は、一定程度進行した後でないと発見することが難しい疾患であるため、2018 年時点では早期発見の効果・証拠が証明されていないので、健診の対象とは言いがたい。

### **③ 胸部健診のエックス線被ばくの問題点**

胸部エックス線撮影には、肺がん発症等のリスクもある（参考資料 健康診断に伴う放射線被ばくにより想定されるリスク）。石綿関連疾患の早期発見の利益と、撮影によるリスクを検討して、納得と説明の上での検診が望まれる。

#### ④ アスベスト関連疾患検診の内容と体制

2019年以降、定期健診等の胸部 X 線写真の撮影のない検診対象者が、文京区に撮影の機会を希望した場合、文京区は対象者に対する胸部 X 線写真の撮影機会を委員関連の文京区内の医療機関（今後検討）にて年 1 回期間や日程を限定し、胸部 X 線写真の撮影を実施し、胸部 X 線写真は判定部会で年 1 回読影と判定を行う。文京区が指定した期間や日程に参加できなかった希望者には、別途代替措置を検討する。

20代から 40代の胸部 X 線写真の撮影は、労働安全衛生法において毎年実施している会社から 5年に 1回の会社まで一定の幅がある。当該年の会社等の定期健診時の胸部 X 線写真（CR, DR）を健診機関から借用、当該年に症状のある疾患で受診した医療機関の胸部 X 線写真（CR, DR）を医療機関から借用し、画像の読影を希望される方も、判定部会で年 1 回読影を行い判定を行う。

胸膜プラーク（疑い）事例、肺がん（疑い）事例は、より詳細な CT 写真の撮影を文京区の負担で実施し判定部会で読影し判定を行う。次項で詳細は述べる。

中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の 3 疾患では、早期の胸部 X 線検診の意義は未だ証明されてはいない。発症診断後に文京区担当課へ申し出ていただき、当該 3 疾患を目的とした検診は当面推奨しない。

#### ⑤ 精密検査が必要な場合の胸部 CT 実施機関

(ア) 胸膜プラーク又は肺がん等のアスベスト関連疾患が疑われ、「要精密検査」等の判定を行った対象者の胸部 CT 写真の撮影は、指定医療機関（順天堂大学、又は文京区が指定した CT 撮影委託機関）で実施する。

(イ) 前記（ア）で撮影された胸部 CT 写真、あるいは対象者から提供された他の医療機関で撮影された胸部 CT 写真は、年 1 回の定期判定部会と別途緊急判定部会を開催し、読影と判定を行う。読影した結果については、読影後 1 か月以内に、文京区を通じて対象者に対し書面で通知する。

(ウ) アスベスト関連疾患発症の報告が文京区の担当課等に寄せられた場合、年 1 回の定期判定部会とは別途に緊急判定部会を開催し、その中で対象者に対する詳細な相談又は聴き取り等を速やかに実施する。

## ⑥ 判定部会と対象者個人への通知

- (ア) 判定部会は、最低年1回開催し、希望者から提出された当該年の会社の定期健診時の胸部X線写真（CR, DR）又は当該年に受診した医療機関の胸部X線写真（CR, DR）・CT写真、あるいは文京区が設けた撮影機会にて撮影された胸部X線写真・CT写真の読影を行い、アスベスト関連疾患等の有無を判定する。
- (イ) 判定部会は、読影した結果を読影後1か月以内に、文京区を通じて対象者に対し書面で通知する。
- (ウ) 胸膜プラーク又は肺がん等のアスベスト関連疾患が疑われ、提供された胸部CT写真は、緊急判定部会で読影と判定を行い、読影後1か月以内に、文京区を通じて対象者に対し書面で通知する。
- (エ) アスベスト関連疾患発症の報告が文京区の担当課等に寄せられた場合、緊急判定部会を開催し、胸部XP・CT写真の読影等を行うとともに、対象者に対する詳細な相談又は聴き取り等を速やかに実施する。この場合の通知や判断等は、今後の当委員会の検討と議決に委ねる。

## ⑦ アスベスト関連疾患のリスク相談及び心理相談

通知の結果、判定部会の医師に対するアスベスト関連疾患に関する相談、またはアスベスト関連疾患発症のリスク等に関する相談を希望する者がいる場合には、再度判定部会を開催し、その中で判定の結果に関する個別の説明を実施する。

同様に、心理相談を希望する者がいる場合には、判定部会の臨床心理士による相談会を実施する。

## ⑧ 累積石綿ばく露が低い場合の総合的判断

肺がん健診の効果の科学的エビデンスは、重喫煙者対象を対象としている。同様に職業性石綿ばく露の集団でのエビデンスは国際的に調査過程にある。累積石綿ばく露が低い場合の健康診断の効果の科学的エビデンスは2019年時点では明確ではない。

第3者から石綿ばく露のリスクをもたらされた場合、石綿関連疾患の健診を実施しないで発症した場合の心理・身体・社会的影響を考慮する必要がある。「リスクを受けた者」が健康診断を希望する場合、社会的要因を含めた総合的判断が重要である。

当委員会としては、総合的判断に基づき、職業性ばく露に準じた健康診断を行うことを推奨することが、2019年度段階で望ましいと考える。

## (2) アスベスト関連疾患検診にかかる必要経費の補償

第1に、アスベスト関連疾患検診を受けることが必要、あるいは望ましいとされた園児及び職員らの対象者が、アスベスト関連疾患検診を受診した場合には、この受診に伴い対象者が受けた損失について文京区が補償することが望ましい。これは、対象者がアスベスト関連疾患検診を受診することにより、アスベスト関連疾患の発症に早期に気づき対処することが可能となり、文京区としても、損害を最小化することが可能となるためである。

第2に、アスベスト関連疾患を発症した場合の補償について、予め大筋を規定することにより、園児、職員又は保護者等の不安を軽減し、平穏な生活の確保に努め、万が一の発症の場合にも、対象者に多大な負担をかけることがないようにすることが望ましいためである。

### ① 文京区が主催する検診に参加する者に対する補償

#### (ア) 検診手当

文京区が、文京区主催の撮影機会を設ける場合には、対象者はそれにかかる日程調整、会場までの移動時間、会場にて説明を受ける又は撮影の順番を待つなどの時間がかかり、その時間は、本件のアスベストばく露がなければかからないものである。また、早期の検診受診により、健康被害が軽いうちに発覚することで、損害の拡大を防ぐことが可能となる。そのため、2,500円を対象者各人に対し支給することが望ましい。

#### (イ) 交通費

原則として、自宅から会場までの公共交通機関での移動交通費を、文京区が負担することが望ましい。その際、可能な限り現地にて支給できるよう調整されたい。なお、対象者が住所地以外の場所に居住している（寮などに住んでいる）場合には、その旨を申し出させることにより、そこからの移動（そこへの移動）と判明する場合は、その移動交通費を文京区が負担すべきであると考え。交通費は一律で1,500円とする。

### ② 別に受診等を行った画像等の読影

#### (ア) 文京区主催の撮影機会に参加できず、他の機会に撮影した胸部X線写真を提供する場合

特段、他病等において胸部X線写真の撮影が必要なく、本件でのアスベスト関連疾患検診に資することを目的として、胸部X線写真を撮影した場合には、まず撮影時に要した受診費用を文京区が負担することが望ましい。さらに、胸部X線写真を文京区が取得するための費用（文京区から医療機関への複写依頼あるいは対象者自身からの複写の提供）についても、文京区が負担することが望ましい。

#### (イ) 他病の検査等のために撮影された胸部X線写真を提供する場合

他病の検査等のために医療機関を受診し、その際に撮影された胸部X線写真を提供する場合、あるいは会社等の定期健診において撮影された胸部X線写真を提供する場合には、文京区は受診費用は負担せず、文京区が胸部X線写真を取得するために要した費用のみを文京区が負担することが望ましい。

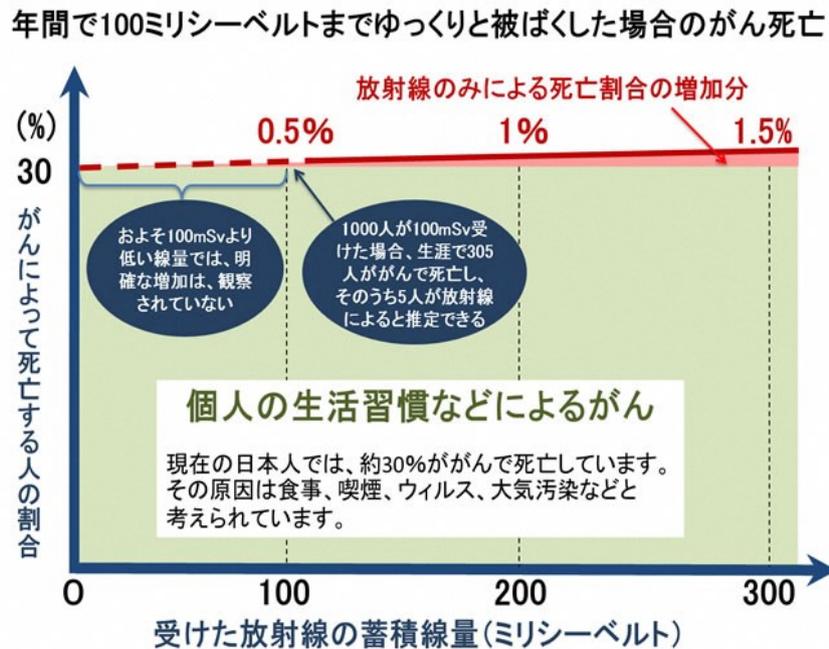
### ③ アスベスト関連疾患検診にかかる補償フローチャート

以上の補償内容等について、別紙図のとおり整理する。

### (3) 参考資料

健康診断に伴う放射線被ばくにより想定されるリスクの程度

1年間に 100 ミリシーベルト程度を超える放射線に被ばくした場合のリスクの程度は、次の図で



紹介されている。

(出典：放射線医学総合研究所 Q&A)

<http://www.nirs.go.jp/information/qa/qa.php>

健康診断に伴う放射線の被ばくのレベルにより発生するリスクは観察されていないが、仮に 100 ミリシーベルト程度を上回る放射線により発生するがんの比例的な増加が、100 ミリシーベルト以下でも発生すると仮定した場合、次のようなリスクが生じると考えられる。

	被ばく量(mSv)	生涯リスク	
胸部レントゲン	0.06	3.00.E-06	(100 万人に 3 人程度)
CT	5	2.50.E-04	(1 万人に 2~3 人程度)
	30	1.50.E-03	(1000 人に 1~2 人程度)
(参考値)	100	5.00.E-03	(1000 人に 5 人程度)

(被ばく量は、放射線医学総合研究所の Q&A から引用)

[http://www.nirs.go.jp/rd/faq/medical.html#anchor\\_08](http://www.nirs.go.jp/rd/faq/medical.html#anchor_08)